

包括外部監査結果に基づく措置状況の公表

令和元年度包括外部監査結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、その内容を公表する。

令和2年9月29日

新潟県監査委員	栗	山	和	廣
新潟県監査委員	青	柳	正	司
新潟県監査委員	片	野		猛
新潟県監査委員	岡		俊	幸

令和元年度 包括外部監査結果に基づく措置内容

テーマ「港湾事業に係る公有財産の管理及び財務事務の執行について」

区分	大項目	中項目	指摘・意見の内容	措置内容
意見 1	契約単位	複数年契約化の検討について	設備保守点検業務や港湾施設清掃業務のような、毎年、年間を通じて役務の提供を受ける業務で、かつ同じ相手先に委託しているものについては、複数年契約化し、発注ロットを大きくすることで発注金額を下げることができないか検討することが望ましい。	発注ロットを大きくすることで発注金額の低下を見込める業務については、複数年契約とする。
意見 2	契約単位	本庁一括発注の検討について	平成30年5月に発生した新潟港東港区の臨港道路陥没事故を受けて、全県で一斉に実施した空洞調査は、地域機関ごとに契約が行われ、結果的にほとんどの地域機関において同一業者と契約が行われていた。いずれの契約も事務自体に瑕疵はなかったが、本庁が一括発注することで発注金額の低減、事務処理の削減などを図ることができないか検討するプロセスを整備することが望ましい。	全県で一斉に実施する業務において、経済性や効率性で有利となる場合は、本庁一括発注とする。
意見 3	契約単位	同種・同時期業務の発注統合の検討について	工事内容は異なるものの連続した一連の業務が同一相手先と締結されている契約や、同時期に実施される同種の業務が同一相手先と複数の契約締結されているものがあつた。いずれの契約も事務自体に瑕疵はなかったが、各地域機関において、発注業務に係る作業内容・スケジュールなどの全体感（グランドデザイン）の把握を行い、発注ロットを大きくすることで発注金額を下げることができないか検討するプロセスを整備することが望ましい。	各地域機関において、経済性を勘案して発注ロットを設定するよう周知した。
意見 4	指名競争	指名競争入札の選択理由について	普通地方公共団体の契約は一般競争入札が原則とされているところ、本件も含め建設工事は特殊な技術を要するものとして、地方自治法施行令第167条第1号の規定により一般競争入札に適しないものとして処理している。指名競争入札を選択すること自体は法令等に照らし、問題はないが、指名審査会において、発注方式の選定理由として「早期発注のため」としていた。「早期発注」は指名競争入札の選択要件として、法令等で規定されておらず、選択理由として不相当である。効率的な事務の観点から、契約方法に関する関連規程の理解を徹底することが望まれる。	事務処理を行った担当課職員全員に対して、関係規則等を改めて説明し、理解の徹底を図った。

意見 5	随意契約	指示書案件とする理由の記載について	指示書の様式は、発注要件のいずれに該当するのか、及びその該当理由の記入欄がなく、金額基準（予定価格が100万円以下）のみで判断されやすい形式となっている。指示書案件は、発注時点において複数業者から見積書を入手しないため、発注金額が高止まりする可能性がある。安易な指示書発注をけん制するために、指示書発注の該当要件とその理由を記入させる様式に変更することが望ましい。	該当要件及びその要件に該当する理由を記入する様式に改める。
意見 6	随意契約	予定価格と精算額の乖離について	指示書発注案件のうち、指示書に記載した見込み額に比べ精算額が大幅に増加している案件が存在した。また、増額理由が記録として残っていなかった。確認した結果、いずれも増加理由に問題はなかったが、増額が恒常的に発生する場合は、業者からの過大請求を看過するリスクや業者との癒着が発生するリスクの温床となり得る。可能な限り作業着手前に業者と現地確認などを行った上で見積書を入手するか、見積書の事前入手を行わない場合には、当初の見込み額から増額となった理由を記録として残すことが望ましい。	精算額が見込み額から増額となった理由を記録するよう改める。
指摘 1	港湾台帳	管理者情報の誤記載	(株)新潟国際貿易ターミナルに貸し付けているガントリークレーンの港湾台帳への記載内容のうち、管理者名を(株)新潟国際貿易ターミナルとし、所有者情報は備考欄に記載すべきところ、管理者名が新潟県と記載されていた。資産の所有関係や権利義務関係を明確にするため、管理者情報・所有者情報を適時かつ適切に入力及び更新する必要がある。	港湾台帳の該当部分を修正した。
指摘 2	港湾台帳	事業費（取得価額）の入力漏れ	港湾台帳を確認したところ、港湾法等により記載すべきとされている事業費総額が記入されていない資産が散見された。港湾台帳更新の際に各地域機関から提出される加除訂正表を閲覧したところ、事業費の記入欄がなかった。加除訂正表に事業費記入欄を設ける必要がある。	事業費総額の記載について、加除訂正表に事業費記入欄を設け、地域機関に対し、台帳作成に当たって事業費総額把握に努めるよう指示した。
指摘 3	港湾台帳	新規取得港湾施設の登録漏れ	平成29年度に取得したガントリークレーン6号機が港湾台帳に登録されていなかった。港湾法施行規則に基づき、速やかに登録する必要がある。	港湾台帳にガントリークレーン6号機を登録した。
指摘 4	港湾台帳	除却港湾施設の抹消登録漏れ	平成29年度に除却したガントリークレーン4号機が港湾台帳において抹消登録されていなかった。港湾法施行規則に基づき、速やかに抹消登録する必要がある。	ガントリークレーン4号機を港湾台帳から抹消した。

指摘5	港湾台帳	N-WTTが取得した港湾施設の登録漏れ	港湾台帳には、港湾管理者である県が自ら取得した港湾施設のほか、その管理する港湾に存する企業が取得した港湾施設も登録が必要であるが、(株)新潟国際貿易ターミナルが所有する資産が登録漏れとなっていた。民間企業が独自に取得した港湾施設についても、適時適切に港湾台帳に記載する必要がある。	(株)新潟国際貿易ターミナルが所有する資産で港湾台帳への登録が漏れているものについて、登録処理を行った。
意見7	港湾台帳	港湾台帳の調製フローの見直しについて	港湾台帳更新の際に各地域機関から提出される加除訂正表を確認したところ、平成30年度の変更事由でないものによる港湾台帳の修正が散見された。また、新規取得や除却の台帳登録が漏れていることを踏まえると、港湾台帳更新のための調査を年1回から年2回に増やすこと、港湾台帳管理部署である港湾整備課の職員が地域機関職員とともに現物と帳簿の整合性を確認すること、加除訂正表のひな型に「他に同様の訂正すべき箇所がないことを確認したか」といったチェック項目を設けることが望ましい。	港湾台帳更新のための調査を1年に2回行うこととした。また、調査の際には港湾整備課職員が地域機関職員とともに現物を確認し、台帳との整合性を確認することとした。加えて、加除訂正表のひな型に、他に訂正すべき箇所がないことを確認するためのチェック項目を設けた。
意見8	固定資産台帳	内容不明資産について	平成29年度の固定資産台帳を調査したところ、資産名称が「仮登録」とされたまま、具体的な資産内容の不明なものが2件(取得価額合計491,025千円)存在した。仮登録のままであると、当該資産の減価償却が行われず、また、財務諸表上適正な勘定科目で表記されないことになり、県の財政状況を明らかにするために好ましくない。また、使用料の算定根拠となる減価償却費の適正值は固定資産台帳から入手されることから、仮登録を速やかに解消し、固定資産台帳に基づき減価償却費が適時適切に行われるようにすることが望ましい。また、港湾整備課においては、固定資産台帳上の情報の適切性について事後確認を徹底することが望ましい。	固定資産台帳の登録内容を修正し、「仮登録」を解消した。今後、固定資産台帳の作成において事後確認を徹底する。
意見9	老朽化資産の処分	行政財産であるガントリークレーンの売却活動について	老朽化したガントリークレーン4号機について、売却の入札を行ったが、応札者はなく、解体の上、スクラップを売却していた。当該資産は取替更新の方針決定から使用中となるまでに3年間の期間があったが、県はその間、ホームページなどで処分計画を周知することや対外的な売却交渉等を行っていなかった。法令上、公共の用に供している間は、売却・処分等が可能な「普通財産」に用途変更することはできないが、ニーズ調査などは使用中から継続的に行うことが望ましい。	ガントリークレーンの売却に当たっては、取替更新の方針決定後、早めのニーズ調査の実施や継続的な情報収集に努め、効果的な売却活動を行う。

意見10	老朽化資産の処分	資産の長期的な活用戦略の検討と継承について	固定資産は、耐用年数到来まで継続的に使用するのか、耐用年数が到来せずともどこかのタイミングで売却して取替更新することが経済的なかを資産の活用戦略として、長期的かつ継続的に検討することが望ましい。なぜ売却できなかったのかを振り返り、組織として改善策を策定することが望ましい。	固定資産については、維持補修費のコスト等を踏まえた上で、処分時期や処分方法について、資産活用の観点から必要な検討を行う。 また、資産の次回更新時を見据え、更新に係るノウハウや売却できなかった場合の要因及び改善策について整理し、確実に情報を残す。
意見11	使用料等	原価の集計範囲や計算方法の考え方が明文化されていないことについて	使用料算定の根拠となる原価の集計範囲や計算方法に関する考え方が文書により明確になっていなかった。これらが明確にされていないと使用料算定に当たって、担当者の恣意性の介入、合理的な決定の妨げ、引継時の手間の増加などが生じるおそれがあるため、考え方を明文化することが望ましい。	原価の集計範囲や計算方法について、考え方を文書により明確化する。
意見12	使用料等	原価の計算に使用している取得価額と固定資産台帳の取得価額との不整合について	使用料に係る原価の算定基礎資料に記載されている取得価額が固定資産台帳に記載されている取得価額と一致していなかった。固定資産台帳は県の管理する固定資産に関する金額情報が網羅的かつ正確に記載される台帳であり、港湾資産もこれに含まれるため、使用料の原価計算において取得価額を使用する場合は、固定資産台帳の金額を参照することが望ましい。	各使用料の原価の算定に当たって取得価額を用いるものについては、その数値を固定資産台帳から参照するよう、見直しを行う。
意見13	使用料等	貸付料の算定根拠が起債未償還額となっていることについて	(株)新潟国際貿易ターミナルに貸し付けた公有財産の貸付料は、当該財産取得の際に起債した金額のうち、同社に貸付を行った平成26年度時点での起債未償還額を回収する前提で計算されているが、ふ頭用地の多くは貸付時点で償還の全部又は大部分が終わっているため、同社が借り受けに要するコストを負担していない状態である。県が資産を貸し付けるに当たっては、貸付資産に係る起債未償還額だけではなく、取得価額もしくは帳簿価格を基礎として算定した貸付料も比較衡量して検討することが望ましい。	貸付料の算定については、起債未償還額だけでなく、取得価額や帳簿価額も算定根拠に含める方法を比較衡量し、(株)新潟国際貿易ターミナルの運営状況等も踏まえながら検討を行っていく。

意見14	使用料等	貸付料減額の検討が不十分であることについて	<p>(株)新潟国際貿易ターミナルへの財産貸付料は、平成26年度の当初貸付時は起債未償還額等80億円を貸付期間である30年間で回収する前提で計算されていたが、平成29年度に、平成85年度までの57年間で起債未償還額等99億円を回収する前提で計算をし直し、その結果、年間貸付料が1億円程度減額となっている。ところが、貸し付けているガントリークレーン3基のうち2基は、延長後の貸付期間における取替更新費用が考慮されているが、残り1基は当該費用が考慮されていない。</p> <p>(株)新潟国際貿易ターミナルは港湾運営会社として極めて高い公共性を有するため、事業継続性の観点から貸付料を減額することは否定しないが、減額の根拠について精緻な検討がなされているとは言い難い。貸付契約によれば、資産の貸付料は必要に応じて5年を目途に改訂を協議するとあり、次回協議の際にはこの点も考慮して再検討されることが望ましい。</p>	<p>ガントリークレーンの追加取得費用の貸付料への算入については、(株)新潟国際貿易ターミナルの経営状況や今後のコンテナ取扱量の動向あるいは港湾を取り巻く経済環境を十分に踏まえた上で、次回の貸付料改定協議の機会を目途に検討する。</p>
意見15	使用料等	徴収すべき範囲に取壊撤去費用が考慮されていないことについて	<p>(株)新潟国際貿易ターミナルへの資産貸付料に、ガントリークレーンの撤去費用が含まれていない。撤去費用は資産の使用に伴い不可避免的に生じるものであり、資産の利用を通じて回収しなければならない負担であるため、資産貸付料算定に当たっては、これも含めることを検討されることが望ましい。</p>	<p>ガントリークレーンについては、更新に当たって、まずは売却について検討すべきものである点を踏まえ、更に(株)新潟国際貿易ターミナルの経営状況等も十分に勘案しながら、貸付料算定に当たっての撤去費用の反映について検討する。</p>
意見16	特別会計	財産貸付料改定の検討記録について	<p>新潟東港臨海用地造成事業会計(特別会計)において財産貸付料の単価見直しを随時行ってきたとのことであるが、検討資料については提示を受けられず、その事実及び内容は確認できなかった。貸付料の算定基礎である固定資産税評価額は概ね3年に一度評価替えがあることから、少なくとも3年に一度は貸付料の見直しを検討するとともに、検討の結果貸付料を改定しない場合も、検討過程と結論を記録保存することが望ましい。</p>	<p>貸付料の算定基礎である固定資産税評価額の評価替え(3年に一度)に合わせて貸付料の改定要否を検討してきているが、その際は検討過程と結論に係る記録保存を行う。</p>

意見17	輸出コンテナ貨物等利用拡大支援事業補助金	補助金の効果測定について	<p>輸出コンテナ貨物等利用拡大支援事業補助金について、県は定期的に申請企業（及び候補企業）を訪問して継続的な利用者であることを確認しており、個別の訪問記録は作成していたが、補助金交付後の実績数量のデータを一元管理していなかった。</p> <p>補助金交付後におけるコンテナ取扱量の増減を定量的に把握・検証することは、補助金目的の達成度合いを吟味するために効果的な方法であるため、個別訪問記録を作成するだけでなく、コンテナ取扱量の追跡調査結果を定量的に一元化し、個別訪問で得た情報をもとに補助金の効果を分析することが望ましい。</p>	<p>個別訪問記録等を基に、補助金交付後のコンテナ取扱量の実績数量を一覧化した。</p> <p>これを基に定期的に補助金の効果を分析するとともに補助制度の見直しに活用する。</p>
意見18	輸出コンテナ貨物等利用拡大支援事業補助金	補助金支給要件の再検討について	<p>輸出コンテナ貨物等利用拡大支援事業補助金は、直近過去3年間の県内港最大利用量から補助金申請年度の利用量がどれだけ増加するかにより補助金額が決定される仕組みになっており、新規利用荷主の方が継続利用荷主に比べ、多くの補助金を受け取ることができるケースがある。県が重要視するのは県外港からシフトして県内港を利用した荷主である。その点からいえば、県外継続利用荷主に対する補助金をより手厚くし、その代わりに他の部分の補助を減額するなど、補助金支給額の見直しとそれに基づくシミュレーションを継続的に実施していくことが望ましい。</p>	<p>県外港からシフトして県内港を利用した県外荷主の県内港利用定着に向け、県外継続利用荷主に対する支援を拡充し、それ以外の補助の要件等を見直す補助制度の改正を令和2年度に実施した。</p>
指摘6	港湾運営会社の監督	取締役会の開催に対する管理	<p>会社法により3か月に1回以上の取締役会の開催が義務づけられているが、(株)新潟国際貿易ターミナルにおいて開催頻度が遵守されていない。県は港湾管理者として港湾運営会社である同社の法令遵守体制を指導・監督する必要がある。また、昨今の港湾事業を取り巻く経済環境の激しい変化の中で、適切な意思決定を行うためには、1か月に1度の開催を指導することを検討する必要がある。</p>	<p>取締役会について、法令を適切に順守した開催となっているか監督することとした。また、取締役会の1か月に1度の開催を指導することについては、(株)新潟国際貿易ターミナルを取り巻く状況等を踏まえ、今後要否を検討する。</p>
指摘7	港湾運営会社の監督	取締役会への監査役出席状況に対する管理	<p>会社法により監査役が取締役会への出席等が義務づけられているが、(株)新潟国際貿易ターミナルにおいて1度も取締役会に出席していない監査役がいた。県は港湾管理者として、港湾運営会社の企業統治が実効性あるものとなっているのか把握・評価し、指導・監督する必要がある。</p>	<p>取締役会への監査役出席状況について、法令を適切に順守したものとなっているか監督することとした。</p>

意見19	港湾運営会社の監督	監査役会の開催に対する管理	(株)新潟国際貿易ターミナルにおける監査役会の開催頻度が年2回と少なく、かつ、監査役全員が出席した監査役会が一度もなかった。県は港湾管理者として、港湾運営会社の企業統治が実効性あるものとなっているのか把握・評価し、指導・監督することが望ましい。	監査役会が現在の開催状況となっている要因を十分に把握した上で、企業統治が実効性あるものとなるよう、必要な監督を行っていくこととした。
指摘8	港湾運営会社の監督	資金運用方針に対する管理	(株)新潟国際貿易ターミナルの資金運用方針では、資金運用は元本割れしない商品と規定されているにも関わらず、実際には元本割れリスクのあるファンドへ投資しており、平成31年3月末時点で4,148千円の含み損が生じている。同社が県から借り受けている港湾施設は、老朽化に伴い多額の設備投資や修繕が見込まれているにも関わらず、県は同社がこのような資金運用を行っていることを把握・評価していなかった。このような資金運用は資金繰りに悪影響を与え、事業運営が立ち行かなくなるリスクがあるため、県は港湾運営会社である同社の資金運用や資金繰りの実態について十分に指導・監督する必要がある。	港湾運営会社の健全な事業運営の確保の観点からも、(株)新潟国際貿易ターミナルの資金運用について適切に監督することとした。
意見20	港湾運営会社の監督	資金運用決裁権限について	(株)新潟国際貿易ターミナルの資金運用方針では、重要な資金繰り管理の決裁権限が会社の規定から除外され、いわゆるマニュアルレベルで例外扱いされているが、このような内部ルールとなっていることを県は把握していなかった。県は港湾管理者として、同社の資金繰り管理体制について十分に指導・監督することが望ましい。	港湾運営会社の健全な事業運営の確保の観点からも、(株)新潟国際貿易ターミナルの資金運用に係る管理体制について適切に監督することとした。
意見21	港湾運営会社の監督	県出資法人としての評価について	県は毎年度、出資法人の経営状況について点検評価を行っているが、(株)新潟国際貿易ターミナルの売上高人件費比率に対する評価がなされていなかった。実効性ある点検を行うため、売上高人件費率だけでなく労働分配率といった経営分析指標を用いるとともに、他社との比較分析を行うことが望ましい。	人件費率の計算結果に基づく評価を適切に行う。また、他の分析指標を用いたり他社比較での分析を行ったり等の手法を研究しながら、より実効性のある分析・評価となるよう検討していく。
意見22	収支報告	収支報告の開示方法の工夫について	新潟県の港湾収支報告を閲覧しようとした場合には、県庁に実際に足を運ぶか、行政情報センターに問い合わせる必要があるが、新潟県の県土が広域であることなどを鑑みれば、より簡易に収支報告をインターネット上で検索・閲覧できるようにすることが望ましい。	県民がより簡単に閲覧できるよう、県のホームページ上に収支報告を掲載した。

意見23	収支報告	収支報告の利用について	<p>県は港湾法に基づき港湾の収支報告を毎年度作成し、公表しているが、各種施策のPDCAサイクルを回すに当たって、当該収支報告を積極的に利用しているわけではない。収支報告に基づき、事業戦略を立案することは、主要港湾の適切な現状理解と事業施策の立案にとって有用であり、収支報告を港湾施設の使用料の算定や港湾利用促進のための補助金の戦略策定などにおいて積極的に活用することが望ましい。</p>	<p>港湾の現状分析や施策の立案などに、収支報告を活用することとした。</p>
意見24	特別会計	地方公営企業会計の任意適用について	<p>港湾施設の老朽化や新潟県財政が危機的な状況にある中、166億円という多額の投資残高に対してどの程度の収益費用が発生しているか、他港湾と比較してどのような状況なのかといった認識・評価・展望が担当課になかった。</p> <p>採算実態の把握、他港湾との比較可能性などの点から、単式簿記・現金主義会計をベースとする官公庁会計方式から、複式簿記・発生主義会計をベースとする公営企業会計に移行することを他事例を参考にしながら検討することが望ましい。</p>	<p>他事例も参考にしながら、また、他港湾の導入状況等を勘案しながら、公営企業会計の適用の可否について検討する。</p>